

## 第222回 岩手県開発審査会議事録

日時 令和5年9月12日（火）10時30分から

場所 岩手県水産会館 5階 大会議室

### ○事務局（都市計画課管理開発担当課長）

委員の皆様におかれましてはお忙しいところ、御出席を賜りましてありがとうございます。

定刻となりましたので、ただ今から、第222回岩手県開発審査会を開催いたします。

まず、本日の審査会の出欠状況につきまして御報告をいたします。岩手県開発審査会条例第4条第2項では、会長及び3名以上の委員が出席しなければ会議を開くことができないとされております。本日は会長及び4名の委員の御出席をいただいておりますので、必要な定足数を満たしております。

それでは、開会に当たりまして、岩手県県土整備部都市計画課総括課長の小野寺より御挨拶を申し上げます。

### ○事務局（都市計画課総括課長）

（挨拶）

### ○事務局（都市計画課管理開発担当課長）

それでは、本日の議事録についてでございます。非公開とされる案件を除きまして、県のホームページで公開することとしておりますので、予め御了承願います。

### ○事務局（都市計画課管理開発担当課長）

それでは、次第の2、「議事」に移らせていただきます。

審査会の議事は、岩手県開発審査会条例第3条第2項の規定により、会長が議長となることとされておりますので、新田会長に議事の進行をよろしく願います。

### ○会長

委員の皆様におかれましては、お忙しいところ御出席いただき、誠にありがとうございます。

議事の進行を務めさせていただきますので、御協力をお願いします。

○会長

まず、本日の議事録署名人を指名させていただきます。

遠藤委員と谷本委員をお願いします。よろしくお願いいたします。

○会長

それでは、議案の審議に入ります前に、本日の議案の中で、非公開とすべき案件はありますか。事務局に説明を求めます。

○事務局（都市計画課管理開発担当課長）

本日、付議する議案は、後ほど事務局員から詳しく御説明いたしますが、全て個人に係る案件であります。県の情報公開条例上は、「特定の個人を識別することができる情報」として非開示情報とされております。

また、県の「審議会等の会議の公開に関する指針」では、「特定の個人を識別することができる情報」が含まれている場合は、会議を公開しないことができるとされております。

したがって、今回の議案の審議については、非公開とすることが適当であると考えております。

○会長

今の事務局の説明のとおり、今回の議案の審議については、非公開としたいと思います。よろしいでしょうか。

○各委員（「異議なし」の声）

○会長

それでは、審議に入りたいと思いますが、初めに、本日の進め方について事務局に説明を求めます。

○事務局

本日は、件数も少ないため一括して御審議いただきたいと考えております。

○会長

事務局の説明のとおりでよろしいですか。

○各委員（「異議なし」の声）

○会長

それでは審議に入りたいと思います。

本日、傍聴されている方はいらっしゃいますでしょうか。事務局確認をお願いいたします。

○事務局

本日、傍聴されている方はいらっしゃいません。

○会長

それでは、議案第1号「都市計画法第43条第1項の規定による建築許可について」を上程いたします。

事務局に説明を求めます。

○事務局

(非公開案件審議)

※整理番号1番から4番までを審議

○会長

御異議なしと認め、原案のとおり可決します。

本日、当審査会に付議された議案は以上となりますので、以上で議案の審議は終了します。

事務局に司会進行を戻します。

○事務局（都市計画課管理開発担当課長）

新田会長、委員の皆様、議事の進行、審査ありがとうございました。

本日の配布資料ですが、個人情報を含んでいることから、お持ち帰りにならずに、お席に置いたままとして、お帰りいただきますようお願いいたします。

「3 その他」でございます。この際、委員の皆様から何か御意見、御要望などはございませんか。

御発言がないようですので、もし、お気づきの点などがございましたら、後ほど、お手数ですが事務局までお知らせいただければと思いますので、よろしくをお願いいたします。

事務局から1点、次回の審査会の開催予定についてお知らせがございます。

次回は、12月の開催を予定しております。詳細な日程は、別途調整させていただきますので、

よろしく願いいたします。

それでは、以上をもちまして、第222回岩手県開発審査会を閉会いたします。  
本日はありがとうございました。

以上